

随意契約理由書

件名	豊中市立学校児童生徒心臓検診検査業務
契約の相手方	大阪府中央区久宝寺町3丁目4番1号 医療法人 橘甲会 理事長 中川 正
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>(1) 医療法人橘甲会は、大阪府内の小中高校の児童生徒の検診について、一次・二次・三次検診業務受託の実績があり、特に小児の心臓検診に精通している業者である。</p> <p>(2) 豊中市は小中学校の数が多く、学校巡回方式で実施する必要があること、また、心疾患の早期発見、心臓突然死の予防を目的としている検診であり、未受診者を減らすことが必要である。自校以外で受検する場合、教員が引率する体制をとることが難しく、未受診者が1名でもいる学校を再度巡回することが望ましいと考える。</p> <p>大阪府下の市で委託検診の実績をもつ登録業者で、対応可能な業者は橘甲会1社であったことから、本業務を委託するものである。</p>
備考	